

令和5年5月8日

保護者各位

天草市立御所浦中学校  
校長 小森 直哉

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止の基準について(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育に対し、ご理解・ご協力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本日(令和5年5月8日)付けで、新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」上の5類感染症に移行されました。このことを受け、文部科学省より学校保健安全法施行規則における出席停止の取り扱いに関する基準につきましても下記のとおり改訂する旨の通知がありました。

つきましては、学校での感染拡大防止のため、保護者の皆様におかれましても、下記の児童生徒の出席停止の基準についてご確認いただきますとともに、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、万が一、生徒が下記に該当することとなった場合は、速やかに学校へご連絡くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止の基準・期間

出席停止については、以下の基準を参考に、各学校長が決定する。

	基 準	期 間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	発症した後、五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで <sup>(*1)</sup>
②	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 <sup>(*2)</sup>	校長が必要と認める期間

(\*1) 「症状が軽快」とは

・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。なお、無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。

(\*2) 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。

・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重傷化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合。

(問い合わせ先)

天草市立御所浦中学校

TEL 67-3004

担当：養護教諭 福本 優子